平成２９年（フ）第１６９２号
大阪府摂津市鳥飼野々３丁目９番６号
債務者　ＮＴサービスこと　西原　幸男
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９６号
大阪府茨木市畑田町11番25号　茨木医誠会病院、住民票上の住所大阪府茨木市中村町６番７号　花見荘12号
債務者　堀田　文昭
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２０号
大阪市西淀川区歌島１丁目６番18―7010号
債務者　渡邊　敏孝
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８３５号
大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目５番７―101号
債務者　村井美津子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８６１号
大阪市城東区成育４丁目４番17―102号
債務者　尾山　良二
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９４７号
大阪府茨木市西駅前町８番405号
債務者　柴切　佳宣
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９５６号
大阪市港区南市岡３丁目２番２―706号
債務者　小西英里奈
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８０号
大阪市北区本庄東２丁目２番35―901号
債務者　西川　武宏
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８３号
大阪府東大阪市新池島町１丁目18番14号
債務者　小縣　亜弥
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８号
香川県高松市川部町824番地
債務者　武上　正樹
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７１号
茨城県水戸市吉沢町218番地の３
債務者　新堂　幸江
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９６号
茨城県水戸市見川町2493番地の６　レオパレス21サンテラー204号
債務者　大川　敏紀（旧姓井坂）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０５号
茨城県水戸市鯉淵町1707番地の140
債務者　中野　賢一
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１０号
茨城県ひたちなか市大字稲田1139―21、住民票上の住所茨城県ひたちなか市高場４丁目４番地３　レジデンスユーＢ棟102号
債務者　萩原みどり
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１６号
茨城県水戸市元吉田町48番地の１　コーポ歩202号
債務者　山田　澄枝
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０３号
山梨県甲府市貢川本町19番１号
債務者　塚田　茂子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢190番地１　町有住宅鰍沢団地１―103、前住所山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢340番地25　梅林第２団地３－Ｄ
債務者　内藤　　絢（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
山梨県甲府市千塚３丁目４番19号　山田マンションＢ－２号室、前住所山梨県甲府市湯村３丁目１番30号
債務者　小林　英子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係